

平成 27 年 10 月 1 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

子供達を労組より優先した市政の在り方に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

子供達の教育を受ける権利を守る為に市長の姿勢について

2 質問の要旨

鎌倉市内の母子家庭において、幼稚園に通う妹さんが熱を出すも、お母様は仕事の為、看病することも出来ず、病児保育も市内では対応出来ない為、お母様は、泣く泣く、市立小学校に通うお姉さんに学校を休んでもらい、妹さんを看病したという相談があった。子供にしわ寄せがくるなんて、あまりにつらい事態が鎌倉市内であるということ、この事態について市長、教育長は如何お考えか。病児保育どころか、保育園が足りていない鎌倉市の危機的状況下、鎌倉市職員労組は、貴重な一等地スペースをわがままに借りつけ、明け渡そうとしない。子供たちを先ず優先して下さい。

本当にこの労組らは 10 月 31 日までに出ていくのか。市長として労組でなく、市民（特に子供）の為に御決断をお願いしたいが、如何か。本日時点の進捗は如何か。

3 答弁を求める者

市長、教育長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 2 日まで） ・ 無

（理由：明け渡しをいつまでも引き延ばしを労組はしており、労組により、義務教育を受けることがさまたげられる実態を重く受け止め、早急に回答頂きたい。）